



深谷市における
今後の同和対策事業について
基本方針

深谷市

目 次

1. はじめに	1
(旧1市3町)	2
(特別措置法失効後)	3
2. 事業の見直し	4
3. 今後の人権政策	6

1. はじめに

昭和 36 年 12 月 7 日内閣総理大臣は、同和対策審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問した。

この諮問に対して同和対策審議会は、昭和 40 年 8 月 11 日、同和問題の本質について、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権が侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と答申した。

この答申を受けて、同和問題の早期解決を図るため、昭和 44 年 7 月に「同和対策事業特別措置法」（同対法）が 10 年間の限時法として制定され、その後、同法の 3 年間の延長、昭和 57 年 4 月には「地域改善対策特別措置法」（地対法）、そして地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための特別措置法として、昭和 62 年 4 月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が 5 年間の限時法として制定された。さらに、一部に事業の取組みがなお遅れている地域がみられることなどにより、また、地域改善対策協議会（地対協）の意見具申を尊重し、同法の一部改正が二度行われ 10 年間の延長となり、制定以来 33 年間にわたる三度の特別措置法に基づいた地域改善対策が、国及び地方公共団体によって積極的に推進され、平成 14 年 3 月 31 日をもって、特別措置法が失効し、奨学金の貸与を除いて全ての事業が終了した。

(旧 1 市 3 町)

旧 1 市 3 町（深谷市・岡部町・川本町・花園町）では、憲法、教育基本法、そしてこれらの特別措置法に基づいて対象地域の人々の生活の安定、向上及び差別の解消を目指して、昭和 44 年度から環境改善、産業対策、社会福祉対策、教育・啓発対策、市・町税特別措置、民間運動団体補助金等の事業を推進してきた。

なお、旧深谷市においては、同和対策個人給付的事業の対象に関する審査会（昭和 59 年 7 月 17 日訓令第 33 号）を設置し、運用方針を定めていた。

★参考 《職員人件費を除く》

【旧深谷市：(昭和 44 年度～平成 13 年度) 62 億 1 千 9 百万円】

【旧岡部町：(昭和 44 年度～平成 13 年度) 29 億 5 千 7 百万円】

【旧川本町：(昭和 44 年度～平成 13 年度) 19 億 5 千 5 百万円】

【旧花園町：(昭和 44 年度～平成 13 年度) 22 億 8 千 5 百万円】

合計 134 億 1 千 6 百万円

その結果、それぞれの分野において相当な成果をあげてきた。特に住環境の分野においては、住宅環境の整備、道路の拡幅舗装、下水排水路の整備などにより、一般地区との格差は、ほぼ解消されたものと考えている。

(特別措置法失効後)

しかしながら、こうした実態的な格差と比べ、心理的な面となると、その成果は全体的には解消へと着実に進展していたものの、教育・啓発等を含めた課題が残されている状況であった。そのため、平成 14 年度以降も、同和問題の早期解決に向けて、行政の主体性の確立と行政運営の適正化に積極的に取り組み、その課題の克服のために、同和問題を人権問題の重要な柱と捉え、人権・同和教育、人権啓発のより一層の充実に努めることとした。

その方策として、旧 1 市 3 町（深谷市・岡部町・川本町・花園町）並びに新深谷市では、平成 12 年 12 月 6 日制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「市・町の総合振興計画」、「人権施策推進指針」に基本理念を定め、人権・同和行政基本方針並びに人権・同和行政実施計画により事業を推進してきた。

しかし、特別措置法が失効し、本年 3 月末日で 10 年の節目を迎えようとする今日、これまでの事業成果により、市民の同和問題に関する理解も進み、また、県内の関係する自治体の状況なども変化し、主な事業の主体であった同和行政・同和教育から人権行政・人権教育の事業へと大幅な見直しが喫緊に求められている。

深谷市では、これらの情勢を的確に捉え、「お互いの人権を尊重し合える市民生活」の実現を目指し、以下のとおり、今後の同和対策事業についての基本方針を定める。

★参考 《職員人件費を除く》

※市・町税特別措置、教育・啓発、民間運動団体補助金の事業費

【旧深谷市:(平成 14 年度～平成 17 年 12 月) 2 億 4 千 1 百万円】

【旧岡部町:(平成 14 年度～平成 17 年 12 月) 1 億 3 千 3 百万円】

【旧川本町:(平成 14 年度～平成 17 年 12 月) 6 千 9 百万円】

【旧花園町:(平成 14 年度～平成 17 年 12 月) 8 千 2 百万円】

小計 5 億 2 千 5 百万円

【新深谷市:(平成 18 年 1 月～平成 22 年度) 3 億 1 千 7 百万円】

合計 8 億 4 千 2 百万円

2. 事業の見直し

1. 大里郡市同和対策推進協議会で定めている同和問題等に関する施策を展開している民間運動団体に対する深谷市の対応基準（平成 11 年 1 月 1 日施行）を平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する。

民間運動団体及びその同一組織の上部団体が主催又は関係する「話し合い」及び総会、研修会等一切の事業に対応しない。

2. 大里郡市同和対策推進協議会から平成 24 年 3 月 31 日をもって退会する。

3. 部落解放・人権政策確立要求埼玉県実行委員会及び部落解放・人権政策確立要求大里地区実行委員会から平成 24 年 3 月 31 日をもって退会する。

4. 埼玉県教育集会所連絡協議会から平成 24 年 3 月 31 日をもって退会する。

5. 深谷市運動団体活動事業費補助金交付要綱（平成 18 年 1 月 1 日告示第 136 号）は、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する。

ただし、経過措置として、この交付要綱で補助金を交付していた運動団体には、平成 25 年度まで事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

6. 深谷市人権・同和行政基本方針並びに深谷市人権・同和行政実施計画は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

7. 深谷市集会所運営事業は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

集会所運営事業の廃止後は、地域の自治会館に移行していくか、他施設としての利用又は解体等を検討していく。

8. 深谷市同和対策事業審議会条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 148 号）は平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

3. 今後の人権政策

深谷市では、憲法、教育基本法を尊重し、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日制定）に基づいて、深谷市総合振興計画、深谷市人権施策推進指針に定められた人権施策により、今後の事業を定め、深谷市同和対策事業審議会及び深谷市人権教育推進協議会に意見を求め推進していく。

なお、深谷市同和対策事業審議会の廃止後における方策の決定並びに事業推進には、深谷市人権教育推進協議会に意見を求めていくものとする。

しかしながら、人権教育及び人権啓発を推進するにあたり、特に留意しなければならないことは、本来、市民一人ひとりの人格や思想形成に関する問題は、市民の自由意思にまかされている領域でもある。

従って、市民の基本的人権を尊重し、市民が主体的に学習を進める方策を考えていく必要があるものとする。

また、地域社会が様々な人権問題に対して、非科学的な認識や偏見による差別的な言動を受け入れられない環境をつくりだしていくこと。そのことが最も重要なことであり、人権問題の解決の指標と考えている。

平成24年 2月10日 深谷市長 小島 進

☆問い合わせ☆

深谷市企画財政部人権政策課

電話 048 - 574 - 6643

FAX 048 - 574 - 6665

E-mail : jinken@city.fukaya.saitama.jp

